

## 安曇野アグリチャレンジ支援事業補助金交付要領

### (目的)

第1条 本補助金は、安曇野市産の農産物等の販路開拓と消費拡大を図り、もって生産者の生産意欲の向上と安曇野市の農林水産業の振興に資することを目的として、安曇野市農業再生協議会(以下「協議会」という。)が安曇野市農業再生協議会生産振興事業補助金交付要綱に準じて予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助金の交付)

第2条 協議会は、前条の目的の達成に資するため、別表1に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う者に対し補助金を交付する。

- 2 補助金の額は、補助事業に要する別表1に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額に、**2分の1**を乗じて得た額(10万円を限度とする。)以下とする。(千円未満切捨て)

### (補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとするものは、安曇野アグリチャレンジ支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を安曇野市農業再生協議会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

### (選考基準・方法)

第4条 補助金の円滑で適正な推進を図るため、安曇野アグリチャレンジ支援事業審査委員会(協議会幹事会)を組織し、当該事業について次の各項に該当するか審査・選考・助言等を行う。

- 1 事業の持続性があること。
- 2 将来に農業・農村の活性化に期待できる事業であること。
- 3 個人の利益追求のみならず、地域の農業振興に結び付く事業であること。
- 4 農地法など関係法令に抵触しない事業であること。
- 5 他の補助事業と重複しないこと。
- 6 事業の内容に発展性・進展が望める事業であること。

### (交付決定)

第5条 会長は、前条の申請を適当と認めたときは、安曇野アグリチャレンジ支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

### (変更承認申請書等)

第6条 前条の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、安曇野アグリチャレンジ支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 申請内容の変更
  - (2) 補助事業の中止
  - (3) 補助事業の廃止
- 2 会長は、前項の申請を承認するときは、安曇野アグリチャレンジ支援事業補助金変更(中止・廃止)承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

- 3 交付決定者は、補助事業が予定期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに会長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告書)

第7条 交付決定者は、補助対象事業が終了したときは、安曇野アグリチャレンジ支援事業補助金実績報告書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書は、事業終了の日から30日以内又は補助金の交付のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第8条 会長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに当該報告書の審査を行い、適当と認めるときは、安曇野アグリチャレンジ支援事業補助金確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、安曇野アグリチャレンジ支援事業補助金交付(概算払)請求書(様式第7号)を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の申請があったときは、補助金を交付決定者に交付するものとする。ただし、補助事業の執行上、補助金の交付決定後補助事業の実施前に必要と認める場合は、交付決定額の10分の10未満の額を概算払で交付することができる。

(関係書類の整備)

第10条 交付決定者は、補助金に係る関係書類を整備し、補助対象事業の年度終了後5年間保存するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月17日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

| 補助事業  | 事業主体  | 補助対象経費   | 補助限度額                               |
|---|---|--|-------------------------------------|
| <p>農産物等販路開拓支援事業(農産物等販路開拓)</p>   | <p>安曇野市内に住所を有する農業生産者(3戸以上のグループ)または、農業生産法人、農業生産者の組織する団体(ただし、過去または現在に置いて、市等の補助事業の対象事業として補助を受けた事業実施主体を除く。)</p> | <p>農産物の販路開拓・消費拡大のための新たな取り組みに要する次の経費(同一内容の取り組みについては、初めて本補助金の交付を受けた年度から3年度以内の事業に限る)</p> <p>農産物等販路開拓<br/>生産者等が県外への新たな販売チャンネルの構築を目的に行う次の活動に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の小売店等とのタイアップによる販路拡大</li> <li>・複数団体の連携による共同PR、販売促進(県外団体との連携も含む)</li> <li>・その他協議会長の認めるもの</li> </ul> <p>県外での販路開拓拠点(インショップ等)の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県外での販路開拓拠点(インショップ等)の取組のために行う活動に要する経費</li> <li>・オープニングに要する経費(会場装飾用資材費、PRチラシ印刷費等)</li> </ul> <p>注)補助対象外経費<br/>報酬、給与等の人件費、交際費、食糧費、備品購入費、工事請負費のほか、商品開発やテスト販売の範囲を超えた営業活動に要する経費やその他補助の対象として不適切なものは対象となりません。</p> | <p>対象経費の2分の1以内(ただし、100千円を限度とする)</p> |
| <p>インショップとは・・・大型店の中にある独立した小型店のこと。(ショップ・イン・ショップの略。)デパートやショッピング・センターに導入されるテナント、ディスカウントストアなどの一角にある小型店舗などがこれにあたる。</p> |   |  |                                     |